

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立農業講習所規程の一部改正
- ◇告示 換地計画の認可
- 〃 公有水面埋立の免許
- 〃 旅行あつ旋業者の有効期間の更新
- 〃 争議行為の公表
- 〃 昭和三十七年度第四次二等陸士等の募集期間
- 〃 医療機関の指定
- 〃 指定医療機関の廃止の届出
- 〃 牛の結核病検査等の実施

規則

鳥取県立農業講習所規程の一部を改正する規則をここに

に公布する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

鳥取県立農業講習所規程の一部を改正する規則

鳥取県立農業講習所規程（昭和二十四年三月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県立農事試験場内」を「鳥取県農業試験場内」に改める。

第四条の二中「及び農業試験場分場」を「農業試験場分場及び果樹試験場分場」に、「果実実科」を「果樹実科」に、「県農業試験場津ノ井果樹分場」を「鳥取県果樹試験場津ノ井分場」に、「米子市旗ヶ崎旗ヶ崎西伯分場」を「境港市渡町鳥取県農業試験場西伯分場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百五十三号

羽合土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定により、昭和三十七年十月三十一日認可したので、同条第八項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十七年十二月十一日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けたもの

鳥取市東町

港灣管理者 鳥取県知事 石破二朗
二、埋立の場所及び面積
米子市灘町 米子港 二、〇五九、一平方メートル
（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立の目的

米子港整備計画に基づく用地造成のため

四 埋立の工期

着工 期限 昭和三十七年十二月十五日
しゅん工期限 昭和三十八年三月三十一日

鳥取県告示第六百五十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十七年十二月十一日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けたもの

米子市中町二十番地

米子市長 野坂寛治

二 埋立の場所及び面積

米子市東町三八番地先の水路（外濠の一部）三九五、二平方メートル（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立の目的

市道敷とするため

四 埋立の工期

着工 期限 昭和三十七年十二月十五日
しゅん工期限 昭和三十八年三月三十一日

鳥取県告示第六百五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十七年十二月十一日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けたもの

米子市中町二十番地

米子市長 野坂寛治

二 埋立の場所及び面積

米子市愛宕町六二番地先から七九ノ一番地先に至る水路一、一八〇、四平方メートル（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立の目的

新設市立就将小学校登下校道路敷とするため

四 埋立の工期

着工 期限 昭和三十七年十二月十五日
しゅん工期限 昭和三十八年三月三十一日

鳥取県告示第六百五十七号

旅行あつ、旋業法施行令（昭和二十七年政令第四百十六号）第三条の規定により、旅行あつ、旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の三第二項において準用

する同法第五条第一項の規定により、次のとおり旅行
あつ、旋業者登録簿に有効期間の更新の登録をしたので、
同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 邦人第二号

二 主たる営業所の名称及び位置

沢タクシー観光株式会社

鳥取市吉方七九七番地の五

三 申請者の氏名及び住所

沢タクシー観光株式会社

代表取締役 沢 春蔵

鳥取市吉方七九七番地の五

四 更新登録年月日 昭和三十七年十月十日

鳥取県告示第六百五十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三
十七条の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長

石田 登から争議行為を行なう旨の通知があつたので、
労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八
号）第十条の第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 昭和三十七年年末一時金要求に関する件

二 日時 昭和三十七年十二月十四日午前零時以降本問
題の完全解決に至るまでの期間

三 場所 株式会社博愛病院に勤務する組合員の従事す
る全職場又はその一部

四 概要 合法的な一切の争議行為を実施する。

鳥取県告示第六百五十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三
十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合委員長沢
田春幸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労
働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）
第十条の第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 事件 昭和三十七年年末一時金に関する件
二 日時 昭和三十七年十二月十五日午前零時以降本問
題の完全解決に至るまでの期間
三 場所 因伯通運株式会社米子支店に勤務する組合員
の従事する全職場又はその一部
四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は
全部を実施する。

鳥取県告示第六百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法
施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日

名

称

所

在

地

診療科名

開設者名

昭和三十七年七月一日

岡 田

医院

東伯郡東伯町丸尾字上ノ垣八番地

産婦人科、外科、内科

岡田 俊郎

松 田

日野郡日野町根雨二二九番地

内科、小児科、放射線科

松田 泰彦

八月一日	米増病院	倉吉市官川町三五六	外科、整形外科、胃腸科、米増保 放射線科
八月六日	谷口歯科医院	東伯郡羽合町久留樋ノ口下一八一	歯科
八月一日	伊王野医院	泊村大字園	内科、小児科、眼科、伊王野志津枝
	天野	大栄町大字由良宿五二三	内科、小児科、産婦人科、天野守 外科

鳥取県告示第六百六十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
米増病院	倉吉市官川町	外科	病院開設のため	昭和三十七年七月三十一日
音田	日野郡日野町根雨二二八	内科、小児科	就職のため	六月三十日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町橋津	歯科	他に新築のため	八月六日
伊王野医院	泊村泊	全科	移転開設のため	七月三十一日
天野	大栄町大字由良宿五二三	内科、小児科、 産婦人科、外科	開設者死亡のため	

鳥取県告示第六百六十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月分べん前後三ヶ月以内のものを除く

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月分べん前後一ヶ月以内のもの

のを除く

- 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 注射、検査及び駆除の方法
- 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
肝てつ検査……皮内注射反応法虫卵検査
肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

別表

実施月日	実施区域	実施場所
十二月 十四日	江府町江尾地区	二部、福吉
十五日	江府町江尾地区	大河原(上)
十五日	江府町江尾地区	大河原(下)
十五日	江府町江尾地区	柿原、佐川
十五日	江府町江尾地区	吉原、袋原
十八日	溝口町二部地区	焼杉、藤屋
十八日	江府町江尾地区	福岡、畑地
十九日	溝口町溝口地区	大万、江尾
十九日	溝口町溝口地区	岩立、金屋谷

二十日	中祖、古市
二十一日	宮原、大倉
二十二日	白水、根雨原
検査月日	検査場所 備考
一 次	市町区域
二 次	検査区域
十二月十七日	大栄町 由良 比山検査場 再検査分
十二月二十日	赤碕町 成美 上中村
実施期日	実施区域 実施場所
十二月十七日	八頭郡八東町丹比地区 同上検査所
十八日	若桜町池田地区
十九日	若桜町池田地区
二十日	若桜町池田地区
二十一日	八東町安部地区
二十二日	若桜町若桜地区
二十三日	若桜町若桜地区
二十四日	若桜町若桜地区
二十五日	若桜町若桜地区
二十七日	西伯郡名和町上光徳 上光徳検査所
大山町香取	香取
十八日	名和町陣構 陣構、汐見原、神山を含む
二十日	中山町二本松 二本松
二十日	名和町新高田 新高田
二十一日	中山町萩原 萩原
二十一日	名和町上大山 上大山、門前を含む
二十二日	中山町大都 大都
二十二日	名和町新渡道 新渡道
二十日	中山町林ヶ峯 林ヶ峯
二十日	中山町中榎原 中榎原、美野留を含む
二十日	大山町中榎原 中榎原
二十五日	中山町大榎原 大榎原
二十七日	大山町下榎原 下榎原
十八日	大栄町旧由良 大谷、妻波
十九日	旧栄 西高尾、東高尾
十九日	倉吉市旧灘手 津原、農協、上神
二十日	赤碕町旧成美 出上、奥中村
二十一日	三朝町旧旭 本泉、大柿

二十二日	大栄町旧大誠 六尾、瀬戸
昭和三十一年一月七日	西穂波、東穂波
八日	倉吉市旧社 国分寺、和田
九日	北条町旧下北条 家畜診療所
八日	旧中北条 上北条検査場
十日	倉吉市旧上北条
十一日	東伯町旧岩船 岩船
十二日	大栄町旧由良 別所、比山
十四日	倉吉市旧社 国分寺
十六日	赤碕町旧以西 大父、山川、高岡
十七日	三朝町旧三朝 三徳 片柴、横手
十八日	赤碕町旧安田 湯坂、八幡